

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会 第7回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年8月14日（木）9時30分～12時10分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 おはようございます。ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第7回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。本日は全員に出席をいただいております、定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲載しました結果、5名の傍聴希望者であり、本日は4名の方が傍聴されますので、併せてご報告をいたします。

【部会長】 前回の第6回専門部会では、労働者側引上額61円、使用者側引上額54円と労使双方の金額の提示がありましたが、金額に7円の開きがあるなど、いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すこ

とになっておりました。まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】 ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話しください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

（休 会）

（再 開）

【部会長】 ただいま採決の結果、当専門部会としては、引上げ額を59円とし、1時間1,092円とするとして、審議会に報告いたします。

なお、全会一致の議決ではないので審議会で議決することになります。

専門部会報告書案の作成をしますが、労使から何かありますか。

【橋本委員】 はい。今回の引上げ額59円、近年の高い賃金の引上げ、それから、ここ数年行っております付帯決議についての取組みを総合的に勘案いたしまして、本年も中小企業、零細企業の支援策が必要であるという内容を盛り込んだ付帯決議を提示したいと思います。

【部会長】 ただいま使用者側委員から付帯決議の案をお示しいただきましたが、何かご意見等がありますか。

（「ありません。」）

【部会長】 それでは、この内容で専門部会の付帯決議としたいと思います。事務局は、

付帯決議も含めた、専門部会報告書案の作成をお願いします。

【係 長】 ただいま専門部会報告書案を作成します。10分間少々そのままお待ちいただくこととなりますが、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは10分間の休会とします。

(休 会)

(再 開)

【部会長】 会議を再開します。

事務局は専門部会報告書案を配付してください。

(専門部会報告書案を配付)

【部会長】 専門部会報告書案について、各自で御確認ください。ご意見はございますか。

(「ありません。」)

【部会長】 それでは付帯決議事項案を含めた専門部会報告書案について決議をします。

専門部会報告書案に異議はございませんか。

(「ありません。」)

【部会長】 異議がないようですので、専門部会報告書案のとおり決議することとします。

専門部会報告書の案を消してください。

それでは、この専門部会報告書を審議会会長あてに報告することといたします。

事務局から何かありますか。

【係 長】 専門部会報告書をいただきましたので、第４４８回審議会において、ご審議
いただくこととなります。

第４４８回審議会は、本日このあと８月１４日１２時３０分からこの場で
開催します。よろしくお願いします。

【部会長】 事務局から説明がありましたとおり、第４４８回審議会がこのあとの会場
で行われますので、引き続きよろしくお願いします。

それでは、専門部会は結審しましたので閉会します。長時間熱心なご審議
をいただき大変ありがとうございました。なお、７月１４日の第４４６回審
議会で決定しているとおり、審議会令第６条第７項により、当専門部会は廃
止となります。皆様お疲れ様でした。